

# 座間市立中学校に係る部活動の方針

令和元年 9 月

座間市教育委員会

# 目 次

## 座間市立中学校に係る部活動の方針策定の趣旨

- 1 適切な運営のための体制整備
  - (1) 部活動の方針の策定等
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
  
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
  - (1) 指導計画
  - (2) 指導
  - (3) 健康・安全管理
  - (4) 体罰等の根絶
  - (5) 活動日と活動時間
  - (6) 活動の休止・停止及び廃部
  - (7) 生徒の引率
  - (8) 部活動保護者会
  - (9) その他

## 座間市立中学校に係る部活動の方針策定の趣旨

本方針は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国の運動部ガイドライン」という。）及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国の文化部ガイドライン」という。）、また、平成30年3月に神奈川県教育委員会が策定した「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」（以下、「県の方針」という。）を参考に、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、座間市立中学校の部活動が、地域・学校・種目等の違いに応じて多様性に富み、かつ適切に実施されるために、以下の諸点を定めるものである。

### 【 基本的な考え方 】

- ・部活動は、生徒の主体的、自主的活動であり、保護者と教職員の協力のもと、生徒一人ひとりの能力の開発と伸長を期して行われるものである。
- ・部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意するべきである。
- ・部活動は、学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築していくものである。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

#### ア 座間市教育委員会が実施すること

- ・市教育委員会は、「国の運動部ガイドライン」・「国の文化部ガイドライン」に則り、「県の方針」を参考に、部活動の特性を踏まえ、「座間市立中学校に係る部活動の方針」（以下、「市の方針」という。）を策定する。
- ・市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定が効率的に行われるよう様式の作成等を行う。

#### イ 学校が実施すること

- ・校長は、「市の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。
- ・顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。校長は、学校の活動実績を教育委員会に提出する。
  - ※ 年間計画は年度当初、月間計画は前の月に作成し、それぞれ校長の承認を得た上で、生徒・保護者に配付する。
- ・校長は、「学校の方針」及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

### ア 座間市教育委員会が実施すること

- ・市教育委員会は、生徒の「バランスのとれた心身の成長と学校生活」及び教職員の「学校における働き方改革」の視点から、各学校の部活動実施状況を把握し、業務改善及び勤務時間管理等の指導を行う。
- ・市教育委員会は、各学校の要請に応じて、部活動指導員（顧問の代わりとなる学校の職員）（以下、顧問に含める。）の任用と配置について検討する。

### イ 学校が実施すること

- ・校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、部活動を円滑に実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ・校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な配置となるよう留意するとともに、可能な範囲で1つの部活動に複数の顧問が配置できるようにし、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ・校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容・活動時間を把握し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるようにする。
- ・校長は、教師の負担が過度とならないよう、1か月の土曜日及び日曜日・祝日（以下「休日」という。）等の教員個々の部活動指導時間を把握し、指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 指導計画

- ・顧問は、指導計画を作成するにあたっては、生徒の状況に応じた活動目標を定め、目標に向かって無理のない計画を立てる。また、学年差、男女差、個人差に配慮した活動内容・方法を工夫する。
- ・顧問は、指導計画、活動内容・方法を検討する際に、専門的知識を持つ保健体育科教諭や養護教諭等との連携を図るようすることが望ましい。
- ・顧問は、活動の目的・内容等については、生徒に十分理解させるとともに、立案の段階から生徒を参画させることが望ましい。

### (2) 指導

- ・学校は、校内における指導組織を確立し関係教職員全員が連携を密にし、協力して指導の充実を図る。
- ・各部の顧問は、指導に努めるとともに、関係教職員との協力体制を整えておく。特に顧問が不在の場合などは、関係教職員は部員から必要に応じて報告を求めたり、随時巡回したりするなどの適当な方法により、その活動状況を互いに連絡するようにし、安全等に十分に配慮した活動に努める。

- ・顧問は、望ましい人間関係の育成に留意し、各部に明朗・快活な気風を育てるようにするとともに、学級担任や保護者とも十分連絡を取り合い、共通理解を図るようにする。
- ・顧問は、活動にあたっては、できるだけ時間を有効に使い、生徒の生活全体からみて調和の失われることのないように配慮する。
- ・顧問は、活動にあたって、用具や服装等を整える際には、中学生にふさわしいものを選ぶように指導するとともに、保護者の負担を軽減するよう留意する。

### (3) 健康・安全管理

- ・顧問は、生徒の健康管理については、日常の観察等を十分行い、生徒の健康状態を把握するよう努める。
- ・顧問は、けが、既往症のある者に対しては、保護者等との連携を図り、健康相談を密にして体調の変化に留意するとともに生徒の自己管理を徹底し、体調不良の場合は必ず申し出るようにさせ、適切な処置を行う。
- ・顧問は、対外競技や大会等における成績のみを目標とし、自身はもちろん、上級生が下級生に能力を超えた練習を強いたり、部内で暴力的な行動に及んだりすることのないように留意する。

### (4) 体罰等の根絶

- ・顧問と部活動指導者（顧問に協力する専門的指導者）（以下、顧問等に含める。）は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に捉え、合理的な内容と方法により、部活動の指導を行う必要がある。
- ・顧問等は、指導と称して殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、健康・安全管理の点から認め難いまたは限度を超えたような肉体的・精神的負荷を課す行為、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと判断される発言や行為、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねあるいは否定する行為等は、決してあってはならないと認識すべきである。
- ・顧問等は、部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することはあってはならない。研修等を重ね、指導力の向上を図り、「体罰は許さない」という信念のもと、生徒の心に響く指導を心掛けるべきである。
- ・顧問等は、「厳しい指導」と称する体罰が、部活動内の先輩、後輩等、生徒間においても行われないように注意を払うべきである。

### (5) 活動日と活動時間

- ・学校は、部活動を実施するに当たって、1週につき2日以上 of 休養日を設ける。平日のうち少なくとも1日、また休日（土曜日、日曜日、祝日等）のうち少なくとも1日以上を休養日とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校は、部活動を行う1年間を52週とみなし、平日及び休日それぞれに対して5

2日以上の休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうちにも、平日及び休日に必ず休養日を設定する。活動にあたっては、最終下校時刻を守る。

- ・学校は、1日の活動時間を、長くとも平日は2時間程度、長期休業中及び休日（土曜日、日曜日、祝日等）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行うように指導する。
- ・学校は、活動日数の設定にあたっては、生徒の体力や地域の行事、年中行事、家族とのふれあい等を十分考慮する。
- ・学校は、朝練習の時間は1時間以内とし、授業に支障のないように配慮する。

#### （6）活動の休止・停止及び廃部

- ・校長は、定期テストのある場合は、1週間前から活動を休止する等の配慮をする。ただし、公式試合等がある場合の練習については、体調に影響しない範囲で許可することができる。
- ・校長は、顧問が異動等で不在となり、新たに顧問を充てることができなくなった部は、休止または廃部とする。
- ・校長は、部内に不祥事が発生し、活動の継続が好ましくないときは、顧問及び関係教職員との協議により活動を停止させ、あるいは廃部にする。また、再活動の場合も同様に協議する。

#### （7）生徒の引率

- ・顧問は、生徒を校外の活動に参加させる場合は、本人の意思、健康などに十分配慮するとともに、その保護者の了解を得る。
- ・生徒の集合・解散は学校を原則とするが、最寄り駅等で集合・解散をする場合は、顧問は安全確保に留意する。
- ・顧問は、校外で部活動を行う場合は、必要に応じて、校長の承認書、保護者の承諾書等を関係者に提出する。

#### （8）部活動保護者会

- ・学校は、部活動保護者会を、年1回以上設ける。
- ・顧問は、部の方針・組織・活動計画・会計等を明確にするとともに、保護者との間に意志の疎通が十分に図れるよう留意する。

#### （9）その他

- ・顧問は、対外競技、大会等に参加する場合、教育委員会への届は要しないが、校長の承認及び保護者の承諾を得て参加するものとする。
- ・出場最低人数を下回るなどの理由から、合同チームを編成するにあたっては、当該校の校長及び顧問は、互いに協力し、移動時の引率を含めた安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を十分考慮・確認し、生徒、保護者の理解の上で、実施を進める

ものとする。

#### 附 則

- 1 座間市立中学校部活動指導要領（平成12年4月1日適用）は廃止する。
- 2 この方針は、令和元年10月1日から施行する。
- 3 この方針は、施行後3年を目途として施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。